

○岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱

令和6年9月24日

訓令甲第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県地方就職学生支援事業において、地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7訓令甲24・一部改正)

(支援金対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援金対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件を満たすものとする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することを行う。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 東京都内に本部がある大学又は大学院（以下「大学等」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。この場合において、大学等に在学中の場合は、当該大学等を卒業又は修了する見込みであること。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していた又は在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 御嵩町（以下「町」という。）に移住している又は移住する見込みであること。

イ 支援金の申請時において、卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること又は在学中に採用選考活動に係る交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。ただし、地域未来交付金の交付決定前であったことにより、卒業又は修了の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合は、同交付金の交付決定から当該年度の4月1日から卒業又は修了日から1年以内となる日又は就業開始後1年が経過するまでを申請可能期間とする。

ウ 卒業又は修了後に第3項に掲げる企業に就職又は就職を予定し、町に居住している又は居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第3項に掲げる企業に就職し、町への転入日（住民

票を移さず転出していた者については就業開始日) から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ その他町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することを行う。

(1) 就業先企業に関する要件

ア 原則、勤務地が岐阜県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人及び市町村を除く。）でないこと。

オ 支援金対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。

イ 岐阜県内を中心とした勤務を基本とする採用であること。

ウ 条件不利地域を除く東京圏内への勤務を前提としない採用であること。

（令7訓令甲24・令8訓令甲20・一部改正）

（支援金の交付等）

第3条 町長は、支援金対象者に対し、次に掲げる金額をそれぞれ交付するものとする。

(1) 交通費 前条第3項に掲げる要件を満たす就業先への採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額（1,000円未満切捨て）と11,000円のいずれか低い方の額。ただし、企業から交通費の支給がある場合はその額を差し引いて支給するものとする。

(2) 移転費 前条第3項に掲げる要件を満たす就業先への就職に伴い、町への移住に要した移転費の額（1,000円未満切捨て）。ただし、最低限の費用であることが証明できない場合は、81,500円を上限額とする。

2 交付回数は、交通費及び移転費それぞれ一人1回を限度とする。

（令7訓令甲24・一部改正）

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて当該年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 在学証明書
- (3) 交通費の領収書の写し（交通費の申請に限る。）
- (4) 内定等証明書（別記様式第2号）
- (5) 移住元の住所を確認できる書類
- (6) 移住に係る誓約書（別記様式第3号）
- (7) 個人情報の取扱同意書（別記様式第4号）
- (8) 移転費の領収書の写し（移転費の申請に限る。）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、規則第11条の規定による実績報告とみなすものとする。

（令7訓令甲24・一部改正）

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による支援金の交付申請を受けたときは、速やかに支援金の交付の可否及びその額を決定し、御嵩町地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、御嵩町地方就職学生支援金請求書（別記様式第6号）により、町長に支援金を請求しなければならない。

3 規則第12条の規定に基づき町長が行う額の確定は、第1項に規定する支援金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

（報告及び立入調査）

第6条 町長は、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の返還請求）

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、支援金の全額の返還を請求することができる。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 交通費に係る支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定先企業等への就業を行わなかった場合
- (2) 支援金の申請日から1年以内に町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。）
- (3) 就業日から1年以内に就業先を辞職した場合（ただし、退職日から3か月以内に第2条第3項の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就職する場合を除く。）
- (4) 町への転入日又は第2条第3項の要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内に町から転出した場合
- (5) 前条に規定する報告及び立入調査の拒否をした場合
- (6) 虚偽の申請又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかになった場合

(令 7 訓令甲 24・令 8 訓令甲 20・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年訓令甲第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 8 年訓令甲第 20 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）
御嵩町長 宛て

年 月 日

御嵩町地方就職学生支援金交付申請書

岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学等			

2 就業先（内定先）等 下記の該当する□にチェックを入れてください。

□内定先 □就業先	企業名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
□内定日 (内定先にチェックを入れた場合) □入社日 (就業先にチェックを入れた場合)	年 月 日	

3 交付申請を行うものにチェックを入れてください。

☐交通費（チェックをつけた場合は下記の表も記載してください）

☐移転費

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 交付申請額

交 通 費	円	移 転 費	円
合 計		円	

添付書類（添付した書類にチェックを付けてください。）

☐写真付き身分証明書の写し

☐在学証明書（在学中に申請する場合。卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）されたものであること。）

☐卒業（修了）証明書（大学等卒業後申請の場合）

☐交通費の領収書の写し（交通費支給の場合）

☐就業（内定）等証明書（別記様式第2号）

☐移住元の住所を確認できる書類（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等のうちいずれか。ただし、申請者本人の東京圏での居住との関係が確認できるものに限る。）

☐移住に係る誓約書（別記様式第3号）

☐個人情報の取扱同意書（別記様式第4号）

☐移転費に係る領収書の写し（移転費支給の場合）

☐その他町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

就業（内定）等証明書

以下の者の採用選考活動への参加及び内定に係る情報並びに就業先企業に関する要件及び就業条件等について証明いたします。

1 就業者（内定者）等情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 就業先企業に関する要件及び就業条件等

入社（予定）日	年 月 日
就業先企業に関する要件	該当する箇所全てにチェックを付けてください。 ☐ 原則、就業者（内定者）の勤務地が岐阜県内に所在すること。 ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ☐ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人及び市町村を除く。）でないこと。
	該当する箇所全てにチェックを付けてください。 ☐ 無期の雇用である。 ☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。 ☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。（岐阜県内を中心とした勤務、条件不利地域を除く東京圏内への勤務を前提としていないなど）
就業条件等	

3 採用選考活動への参加及び内定に係る情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	
内定日	年 月 日
交通費支給額 (交通費支給の場合)	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

年 月 日

所在地
企業名
代表者名 印
電話番号
担当者

別記様式第3号（第4条関係）

御嵩町地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書

私は、当該支援金について御嵩町が個人情報に関係機関等から取得することに同意し、
又、次の2点について誓約いたします。

- 1 岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、御嵩町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、地方就職学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、地方就職学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、御嵩町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に御嵩町に住民票がある場合を除く。）
 - (3) 就業日から1年以内に就業先を辞職した場合（ただし、退職日から3か月以内に交付要綱第2条第3項の要件を満たす岐阜県内の別の企業に就業する場合を除く。）
 - (4) 御嵩町への転入日から1年以内に御嵩町から転出した場合
 - (5) 交付要綱第7条に規定する報告及び立入調査の拒否をした場合
 - (6) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

御嵩町長 宛て

年 月 日

住所
氏名

別記様式第4号（第4条関係）

岐阜県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱同意書

御嵩町は、岐阜県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこの法律の施行のために御嵩町が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、御嵩町は、当該個人情報について、他の都道府県及び市区町村において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施又は実施状況の報告等のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供する場合があります。

私は、上記の個人情報取扱事項について同意します。

年 月 日

住所
氏名

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

御嵩町長

御嵩町地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書

岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり地方就職学生支援金を交付（不交付）することを決定しましたので通知します。

記

☐ 交付します。

交付決定額

円

【内訳：交通費

円、移転費

円】

☐ 交付をしません。

理由

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住 所

氏 名

連 絡 先

御嵩町地方就職学生支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された地方就職学生支援金について、岐阜県地方就職学生支援事業における御嵩町地方就職学生支援金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

振込口座

金 融 機 関 名	銀行 ・ 農業協同組合		
	信用金庫 ・ 信用組合		
支 店 名	支店 ・ 本店 ・ 出張所		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
(フリガナ)			
口 座 名 義 人			

別記様式第 1 号（第 4 条関係）
（令 7 訓令甲 24・全改）
別記様式第 2 号（第 4 条関係）
（令 8 訓令甲 20・全改）
別記様式第 3 号（第 4 条関係）
（令 8 訓令甲 20・全改）
別記様式第 4 号（第 4 条関係）
別記様式第 5 号（第 5 条関係）
（令 7 訓令甲 24・全改）
別記様式第 6 号（第 5 条関係）